

入居者のみなさまへ

平成25年10月1日から宿舎の貸与期間は通算で10年が限度となります。なお、平成25年9月末までの入居者については平成25年10月1日から通算で10年とします。

政府から「国家公務員宿舎の削減計画」（平成23年12月）及び「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」（平成24年4月）が発表され、国家公務員宿舎及び独立行政法人職員宿舎においては福利厚生（生活支援）目的の入居は認めないとされました。しかし、本学では当面は、福利厚生（生活支援）目的でも10年の期限を設けて入居を認めることにし、現入居者においても即退去は求めないことにしました。

平成26年4月から宿舎使用料（駐車場の使用料を含む）が2年ごとに3段階で概ね2倍弱引き上げられます。

宿舎使用料については本学の宿舎規則等により、国家公務員宿舎の使用料に準じて算定されています。平成26年4月から国家公務員宿舎の使用料が引き上げられるため、本学の宿舎使用料についても引き上げを行います。なお、宿舎使用料の詳細は、国家公務員宿舎の使用料が、引上げ実施時期が近づいた段階で、その時点の歳出・地価の動向等を踏まえて算定するとされているので、国から公表があり次第お知らせします。

本学の職員宿舎は昭和40～50年代に設置された建物が多く、老朽化等により修理等の維持管理費が毎年増加しています。耐震や外壁等の大規模改修もあり、毎年、宿舎使用料収入の2倍以上の維持費がかかる見込みです。入居者のみなさまにはご理解をいただき、今後も宿舎運営にご協力をいただきますようお願いいたします。

この件に関する問い合わせ先

吉田地区：財務部経理課経理係 083(933)5105

小串地区：医学部経営管理課契約第三係 0836(22)2050

常盤地区：工学部会計課契約第二係 0836(85)9007